

### お金のやりくり しっかり出来てるの？



毎年度の決算から地方公共団体の財政状況が判断できる「健全化判断比率」として4つの指標と「資金不足比率」を算定し、公表しています。この指標によって、財政破たんを未然に防止し、早期に健全化に向けた対策を講じることが可能になります。

基準は「早期健全化基準」と「財政再生基準」の2つに分かれています。財政状況が悪化し「早期健全化基準」を超えると、自主的・計画的な改善努力をしなければなりません。さらに著しく悪化し「財政再生基準」を超えると、国などの管理下で財政健全化が図られることとなります。令和2年度決算から本町の比率を算定したところ、全ての比率で基準を下回っており、健全な状態であることが分かります。

① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率
- (15.00) [20.00]	- (20.00) [30.00]

③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率
5.8 (25.0) [35.0]	- (350.0) [-]

※ ①・②・④は黒字のため「-」表示  
( ) 内は早期健全化基準比率  
[ ] 内は財政再生基準比率

特別会計の名称	⑤ 資金不足比率
簡易水道事業 特別会計	- (20.0)

※ ⑤は黒字のため「-」表示  
( ) 内は経営健全化基準比率

#### ① 実質赤字比率

一般会計などの赤字を指標化した比率をいいます。本町は実質赤字です。

#### ② 連結実質赤字比率

全会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化した比率をいいます。本町は全会計黒字です。

#### ③ 実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金・準元利償還金(借金の返済額等)を指標化した比率をいいます。本町の令和2年度比率は5.8%です。

#### ④ 将来負担比率

一般会計などの地方債(借入金)の償還額や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化した比率をいいます。本町は-(マイナス)となっています。

#### ⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。20%が公営企業ごとの経営健全化基準となっています。本町の簡易水道事業特別会計の資金の不足額はありません。

### 貯金(基金)の残高は？



基金のうち財政調整基金は、自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金ですが、前年度より約1億5千200万円増加しています。

区分	令和2年度末現在高
財政調整基金	16億5,700万円
減債基金	1,000万円
農業用水供給事業基金	8億9800万円
鉄道経営対策事業基金	5,700万円
ふるさと応援基金	3億7,700万円
その他	1億7,300万円
合計	31億7,200万円

#### 財政調整基金残高

30年度	14億100万円
31年度	15億500万円
2年度	16億5,700万円

### 借金(地方債)の残高は？



地方債の種類によっては、その返済に係る経費の全部、又は一部を国が財政措置(交付税措置)するものがあります。高森町ではなるべく交付税措置の大きい地方債を活用しています。地方債の総額から交付税措置見込額を差し引いた実質的な町負担額は、令和2年度時点で約9億6,000万円となります。

区分	令和2年度末現在高
過疎対策事業債	18億9,800万円
辺地対策事業債	2億4,700万円
教育・福祉施設債	2億2,200万円
緊急防災・減災事業債	8億円
その他	5億1,800万円
合計	36億8,500万円

※今回から「臨財債」を除いています。

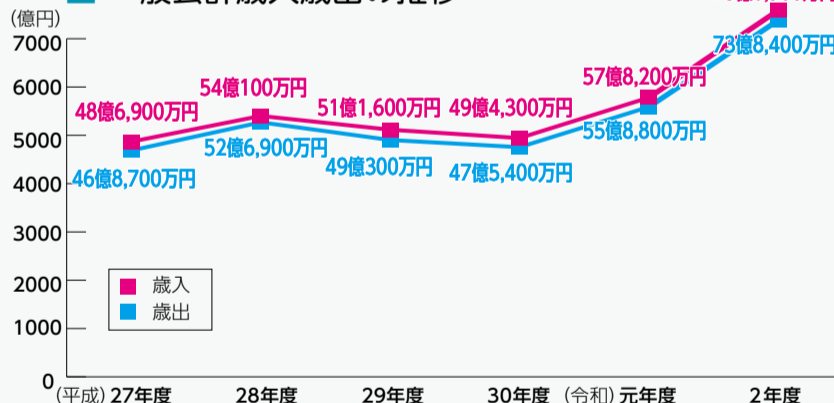
#### 実質的な地方債残高推移

実質負担額	
30年度	9.7億円
31年度	10.2億円
2年度	9.6億円

#### 特別会計

	歳入	歳出
国民健康保険特別会計	9億9,000万円	9億7,900万円
後期高齢者医療特別会計	1億1,000万円	1億900万円
介護保険特別会計	10億5,700万円	9億9,700万円
簡易水道事業特別会計	2億900万円	2億400万円
農業用水供給事業特別会計	2,400万円	1,900万円
鉄道経営対策事業基金特別会計	5,400万円	5,400万円

#### 一般会計歳入歳出の推移



#### 消防南部分署



☎62-9034  
火災・救急 119

### なんでも南部分署

#### 「令和3年秋季全国火災予防運動」

11月9日(火)～11月15日(月)

#### ●全国統一防火標語

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

これからの時期は、空気が乾燥し火災が起こりやすい季節になります。また、阿蘇消防管内では、たき火が原因で周囲の枯草などに燃え広がり、火災になるという事案が多く発生しています。たき火などの火を取り扱う際には水の入ったバケツや、水を撒けるホースなどを準備し、細心の注意を払って行うようにしてください。また燃やされる場合は南部分署に連絡をお願いします。



#### ●令和3年度

#### 甲種防火管理者(新規講習)のご案内

講習日: 11月11日(木)～11月12日(金)の2日間

受付期間: 9月21日(火)～10月29日(金)

受付場所: 南部分署・野尻草部分駐所

※今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため受講者を25名までとさせていただきます。(募集人員に達し次第締め切ります)

※その他手続きに関しましては消防署ホームページもしくは、電話にてご確認ください。